

福岡県医発第545号(地)

平成17年 6月10日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



福岡県産後うつ病予防対策事業実施要領の制定について

「福岡県産後うつ病予防対策事業」につきまして、別添のとおり実施要領が制定された旨、福岡県保健福祉部より通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、本事業要領は平成17年6月1日付で施行されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明



17児 第761号
平成17年6月1日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(児 童 家 庭 課)



福岡県産後うつ病予防対策事業実施要領の制定について（通知）

母子保健事業の推進につきましては、日ごろから格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業については、事業の円滑な実施を図るために別添の実施要領を制定しましたので通知します。

なお、本事業は保健・医療の連携により効果的な推進を図ることとしておりますので、特段の御協力と御指導をお願いします。

福岡県産後うつ病予防対策事業実施要領

1 目的

妊娠・出産・産褥期は、女性の人生において最も精神的な障害を起こしやすいメンタルヘルスのハイリスク期である。なかでも産後うつ病は、産後の母親の約1割に発症すると言われており、この時期の母親の心理状態と児童虐待との関連が指摘されている。また本県の未熟児等の出生は増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の成長発達及び育児に関して大きな不安を抱えている。

そこで、母子が孤立しやすい時期に早期から関わり、産後うつ病を予防・早期発見し支援することで、良好な母子関係の形成を促し、児童虐待を未然に防止するものとする。

2 実施主体

福岡県

(3の(1)(2)(3)は本庁、(4)(5)は保健福祉環境事務所において実施する。)

3 事業内容は次のとおりとする。

(1) 育児支援者の資質向上研修事業

ア 対象者

保健福祉環境事務所職員、市町村職員等とする。

イ 実施回数

年2回程度とする。

ウ 実施内容

専門的知識と技術を習得し、適切な予防的介入と育児支援ができるように専門研修を行う。

(2) 産後うつ病予防対策検討委員会の設置及び産後うつ病予防対策のための手引き書作成

ア 構成員

医療関係者、保健福祉環境事務所職員、市町村職員、心理士等で構成する。

イ 内容

(ア) 保健福祉環境事務所を中心とした市町村等関係機関の役割と連携の方法等、産後うつ病リスクのある母親等への支援のあり方について検討する。

(イ) (2)のア、イに基づき産後うつ病予防対策のための手引き書を作成し、関係機関に配布する。

(3) 産後の母親支援のための育児冊子作成

ア 対象者

子育てグループ支援教室参加者等

イ 事業内容

産後の心身の変化を正しく理解し、産後うつ病を予防し、安心して子育てができるための内容を盛り込んだ冊子を作成する。

(4) 未熟児等保健・医療連携事業

ア 対象者

福岡県内(北九州市、福岡市、大牟田市を除く)に住所を有し、かつ福岡県内指定養育医療機関に入院中の養育医療対象児とその保護者等

イ 実施内容

未熟児等が医療機関入院中に、保健福祉環境事務所の職員が必要に応じて医療機関を訪問し、医師及び保護者との円滑な連携のもと、未熟児等の成長発達状況等の把握に努め、退院後も継続して訪問、相談等の育児支援を実施する。

ウ 実施方法

(ア) 保健福祉環境事務所は、未熟児養育医療給付申請時等を利用し、保護者に事業主旨の説明

を行い、同意を得るよう努める。

- (イ) 保健福祉環境事務所職員は、原則として未熟児等が退院するまでに、主治医等及び保護者と連絡の上、医療機関を訪問し、未熟児等の成長発達状況等の把握に努める。その際、可能な限り、保護者の同席を求めるように努める。
- (ロ) 保健福祉環境事務所職員は、未熟児が退院後も主治医等との連携のもと、母子保健法第19条に基づき家庭訪問、相談等を行い、保護者の育児不安の軽減に努める。
- (ハ) 実施担当者
助産師、保健師等により行う。

(5) 子育てグループ支援教室事業

ア 実施内容

児の心身の発達や育児について、同じ悩みや不安を抱える未熟児等の親を対象としたグループによる子育て支援教室を開催する。

なお、この教室は「産後うつ病予防」のための自助グループ支援を含むものとする。

イ 実施回数

概ね低出生体重児出生数100人につき1クール（3回シリーズ）の割合で開催する。

ウ 実施担当者

医師、助産師、保健師、栄養士、心理士等により行う。

エ 実施場所

原則として、保健福祉環境事務所において実施するものとする。

4 関係機関との連携

産後うつ病予防対策事業の実施に当たり、医師会、市町村その他関係団体等への周知を図るとともに十分な連携に努め、当該事業の実施について協力を求めるものとする。

5 事業実施計画及び実績報告

保健福祉環境事務所長は、3の(4)については、毎月10日までに事業実績報告書（様式第1号・様式第2号）を保健福祉部児童家庭課長に提出するものとする。なお、(5)については、実施計画書（様式第3号・様式第4号）を提出するとともに、事業終了後は速やかに事業実績報告書（様式第4号・様式第5号）を提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たって必要な事項については、知事が別に定める。

7 施行期日

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

平成17年度 子育てグループ支援教室開催の目安

別紙1

概ね低出生体重児数100人に1クール〔3回シリーズ〕開催とします。

保健福祉環境事務所名	低出生体重児数*	開催クール数	回数
遠 賀	106	1	3
宗 像	98	1	3
粕 屋	243	2	6
筑 紫	413	4	12
糸 島	78	1	3
田 川	127	1	3
久留米	410	4	12
朝 倉	66	1	3
八 女	106	1	3
山 門	88	1	3
京 築	162	2	6
鞍 手	87	1	3
嘉 穂	174	2	6
合 計	2,158	22	66

*過去7年間の件数の平均を計上（平成9年～平成15年データより）